

議会改革特別委員会

平成26年8月25日

葛城市議会

開 会 午前10時21分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会します。

おはようございます。皆さん方、大変暑い中、また、きのう大雨が降っていろいろとご心配されて、いろいろとお忙しいところ、全員参加いただきましてありがとうございます。また、先ほど申し上げましたように、私に所用が起こり、おくれたことを申しわけなく思っております。今後そのようなことがないように努力しますので、どうかよろしく願います。また、本日、全員協議会と議運から議会だよりについてということで、またそのほかについても協議してもらいたいと思いますので、皆さん方、慎重審議にご協力のほどよろしく願います。挨拶にかえさせていただきます。

委員外議員の出席はありません。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるよう、よろしくお願いいたします。

本日の委員会に一般傍聴の申し入れが2名ございますので、お諮りいたします。一般傍聴を許可することに、皆さん方、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴人入室)

西井委員長 それでは、これより調査案件に移りたいと思いますが、先日8月12日に開催されました議会全員協議会で、次回発行予定となっている議会だよりNo.14の中の一般質問のコーナーに個人を特定できるような記載があるとのことについて、また、今後の議会だよりの編集のあり方などについて議会運営委員会で協議いただきたいという意見があったことから、全員協議会終了後、急遽、議会運営委員会が開催され、これらの件について協議いただいたところでもあります。そして、議会運営委員会の協議の結果、これらの件の取扱いなどについては議会改革特別委員会で協議するということが決定いただいたことから、本日、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それではまず、調査案件(1)議会だよりNo.14についてを議題といたします。

先ほど申し上げましたが、次回発行予定の議会だよりNo.14の中で個人を特定できるような記載があることについて、その取扱いなどを皆さんにご協議いただきたいと思っております。

まず、その該当箇所の内容について事務局より説明をお願いします。

中井課長。

中井書記 お手元にお配りしております「かつらぎ議会だよりNo.14」の9ページでございます。9ページが一番最後の段の後ろから9行目、朗読させていただきます。「例えばの話、新クリーンセンター進入道路の農業小屋にお住まいの方の買収単価が高いであるとかのうわさが流れております」、この部分でございます。

西井委員長 ただいま事務局から説明願いました件について、皆さん、ご意見ございませんか。

白石委員。

白石委員 審査に入る前に確認しておきたい、このように思います。

1点は、この議会だよりNo.14、これらは9月1日をもって市民の皆さんにお届けする、こういうことになっているわけですが、この進め方を見ていると、どうもこの審査の経過によっては配布しないというふうにもうかがえるわけですが、それはどのように考えているのか。

私は、これは議会だより編集委員会で編集し、これまでの例に基づいてつくられたものであって、当然、9月1日には広報と同時に議会だよりも市民の皆さんに配布し、議会としての説明責任をきちっとやっぱり果たしていくべきだというふうに思っています。まず最初に、その点をどうされるのか。

本委員会の議論のてんまつによっては発行しないと、市民の皆さんに届けないということがあるのかどうか、まずお伺いしておきたいということと、やはりこの案件については、私は、扱いとして非常に不公平、不公正なやり方だというふうに感じています。それは、これまで議会の一般質問として、それこそいろんな議論がありました。それこそ一般質問の中で個人の名前を出して厳しくその責任を問うている、こういう質問もありました。私も、まさに今、委員長が言われたように、個人が特定できるような形での一般質問も何度かやっています。しかし、これらは議会だより編集委員会で議論にもならず、まあ、一定議論にはなりましたが、抗議を受けましたからね。しかし、発行しないとか、そういうことにはならなかったし、やはり、議会だより編集委員会の責任において、あるいは議員個々の責任において対応するというようになってきたものであります。そういうことからして、今回のこの案件の取り上げというのは、まさにこれまでの経過からしたら、公正、公平な取扱いがされているのかどうか、何か恣意的なことが含まれているのかというふうに感ずるわけでありまして。その点、どのような形で審査を進めていくのか。この件だけを取り上げてやるのか、いやいや、これまでの一般質問等、議会だよりに掲載してきたものも含めて検証していくのか、そういうことをまず確認しておきたいと思います。

西井委員長 とりあえず、議会だよりNo.14を発行しないとかいう意思是、我々も正副委員長との打ち合わせでは持っておりません。なお、「例えばの話、新クリーンセンター進入道路の農業小屋にお住まいの方の買収単価が高いであるとかのうわさ」ということについて、全員協議会でもお話があったように、一般的にうわさ話を取り上げたような形で公の文書に入れてええかどうかという議論もあったと思いますので、その議論を全員協議会から議運に諮られて、一応議会だよりを発行することについては議会改革特別委員会の一巡ということで、皆さん方の意見を聞きながら進めていくべきであろうという判断を私はしております。

白石委員 そのとおりや。この間も言うてるとおりにゃんかい。議論のてんまつによっては発行しないこともあり得るということ言うてるんやんかい。意見を聞いてという話でしょう。

西井委員長 もちろん。先ほど言うてるように、この部分をどうするかということを含めた中で検討させてもらうたらいいんじゃないかということで、発行はしないという話までは決まっております。

白石委員 そんなんわかってるがな。そんなん最初から発刊しないなんて問題やん。あり得るのかと
いうことを聞いているんです。

西井委員長 それは皆さん方の議論の中でということで、私自身がとめる、とめやんとかということ
は考えておりませんと。

赤井委員 今の話ですけど、発行しないということは、私はあり得ないと思いますね。編集委員の皆
さんに一生懸命頑張ってもらっていて、一応でき上がっておりますので。ただ、今回の議会だ
よりの今のこの件についてどうするかということなんですけども、私自身の考えとしては、
またご足労をおかけしますが、議会だより編集委員会で再度審議をやっていただくという形
にさせていただいて、その結果、異常なしということであれば発行していただいてもいいんじ
ゃないかなと、かように思っております。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

白石委員 いやいや、私が聞いたことについて、2つ目がまだお答えいただけていない。過去のこと
についても同様に検証していくのか。

西井委員長 今、議運からの話では、このことについてということで本日特に議題となっているわけ
でございますが、次の議題の中で今後の議会だよりの編集のあり方についてということは、
前回の協議会でも議会だよりのことが若干話に入っていますやろ。とりあえず、きょう聞いて
いるのはこれについてということやろ。

白石委員。

白石委員 委員長から一定の答えをいただきました。発行については、議論の中で、その議論によっ
ては発行しないこともあり得るといふような判断で、皆さんの意思にお任せしますと、こう
いうことですね。赤井委員が言ったように、発行しないということはあり得ないという立場
なのか、いやいや、議論の中身によっては発行しないことがあり得るといふのか、それはど
ちらなのか、はっきりしていただきたい。

西井委員長 どちらと言われても、皆さん方の意見の中で決めてもらうもので、私自身は、赤井委員
がおっしゃったように、議会だよりが14号を欠番にして15号になるとかいうことはあり得な
いんじゃないかなという個人的な見解は持っております。

白石委員。

白石委員 なぜこういうことを言っているかという、この一般質問をした本人自身が、一般質問の
中で、本会議の中で言ったことについて、そのままとは言わないけども、要約して書かれて
いることについて、これは取り下げる意思もないと、このように言われているわけです。そ
の中で、委員長が言ったように、まさに個人が特定できるような中身、あるいは、うわさ話
についてというふうなことを議論してくれと、こういうふうに言うてるわけですよ。だか
ら、個人を特定できるというふうなことは、これはあかんというふうなのであれば、これは
発行できないんです。うわさ話があかんというのになれば発行できないじゃないですか。そ
のことを聞いているわけです。審議の結果、うわさ話ではだめだと、個人を特定するよう
なのはだめだとか言ったら、結果として議論の中でだめだということになれば、このたびの
No.14は、印刷はできたけれども、市民の皆さんには配布しないということだってあり得るじ

やないですか、これは。そういうことが1つわかりました。これは議論によって配布しないということがあり得るといことなんですね。

西井委員長 先ほどから申し上げているように、それは皆さん方のご意見を聞いた中でやけど、議会だよりNo.14を廃止することは、赤井委員と同じように、次に15号に変わるというようなことは考えにくいであろうというのが個人的な考え方で返答しています。ただ、私自身も、あり得るんやなと言われても、先ほどから何度も申し上げているように、皆さん方でいろいろと相談してもらった中で、例えばその部分は、うわさ話の部分は、本人がやはりうわさ話ということになって、その部分は取り下げるとかいう話の交渉をせえとかいう話になれば、当委員会としても、また議運の正副委員長も入ってもらうか何かの形で、本人との、またもちろん正副議長も含めて、どの辺の人間で本人との話し合いをして妥協点を見つけるかということも1つの方法ではないかなと。

白石委員 ちょっとようわからんな。僕は言っているように、この議会だよりの執筆者の阿古議員そのものが明確に、この件については取り下げないと、こう言うてるわけですよ。これは議員の一般質問の権限として、また議会として、議会の役割として、行政をチェックする、監視機能を果たしていくという立場からこういう発言をしているということですので、そのとおりだというふうに思います。だから、そういう意思が明らかにされているわけですから、当然これは阿古議員の責任において、議会としては議論をしたということは市民の皆さんにお伝えしたらいいと思いますけど、やっぱり発行しないということは、私はあり得ないことだというふうに思います。

それともう一つ、確かに議題についてはこのNo.14ということになっているけれども、これは、まさに唐突な提案であったと。これは西川議長が強く全員協議会で提案し、議会運営委員会の中でも提案されたことであります。議長の諮問を受けて、この場においてこの中身について審査をするということになったわけでありまして。その中身は、私が理解している点では、当然個人が特定できるとか、うわさとかいうのはあるけれども、議長が強調しているのは、議会だよりをバトルの場として市民に提起していくのはやはり問題があるということを言われてきている。バトルの場とか言われた。私は当然、一定、バトルの場というのは感情的には理解できないことはない。しかし、自らの立場、自分の立場と、他人の立場と違ったのでは困るわけです。あの人が言ったら認めるけども、この人が言ったらこれは認めない、こんな発言はバトルだということでは言っているわけです。だから、そこはきちっと、議長として議会の運営、本会議の指揮、そういうことをやはり公平にやってもらわないかん。だから私は、No.14というけれども非常に唐突に感じています。

じゃ、これまで、それこそ個人名を名指しで言って一般質問でやって、それが事実と違っていたということがあったじゃないですか。そのことに対して謝罪をしたのか。何もしていない。議会だよりにについても、本人自身もそれ悔しい思いですけども、何も抗議もしていないじゃないですか。議長は何も触れていないじゃないですか。そういう誰かが質問したものについて、同じような個人が特定できるような話、事実をきちっと確認していない話、うわさと一緒にすやんか、そのことについて名指しで質問し、まさに名誉棄損なんですよ、そう

いうことがあったじゃないですか。このことについては何ら取り上げていない。

そら、ひどいものでしたよ。一般質問をもう一回読み直しました。市民にうそをついて買わせたんだ、議会にも相談せんと買うたんや、こういうことをあからさまに言われていた。ところが、その物件はちゃんと建築確認があったじゃないですか。だから、どういう基準でこの件を審査するのかということをおはきちっとしていただきたい。

私だって、それこそ個人が特定できるような話をしていきますよ。市長の一番近い親族の方、していますよ。本人から僕は抗議を受けましたよ。商工会会長とか、そら、本人を特定できるじゃないですか。しかし、それは私の責任できちっと対応するつもりです。しました。直接私のところへ切つてこない人があったらできません。こういうことが、なぜこういうことが問題になるの。俺はそれが不思議でかなわん。

議会の役割というのは何なんや。行政の事務事業についてきちっと干渉する機能、これは事務事業だけじゃなくて、理事者、幹部職員も、事務事業に係る公正、公平な執行がやられているかどうか、そういうことをチェックするのが議会の、議員の最大の責任じゃないですか。その上に立法府としての役割を果たしていく、政策立案をしていくということが議会の役割じゃないですか。理事者が、行政が間違っている、間違いそうだと、こういうときには、議会が、議員が指摘しないと誰がするんですか。それが仕事じゃないですか。それをこんな形で、議会改革特別委員会の中で適切か適切でないか判断をするなんてこと、できるんですか。そうでしょう。そんなん、やる人間によって対応が違うんです。一方ではもっと追及しろ、一方では全く質問者に対して追及も何もしない。こういう議会運営、これは議長の公平指導の原則に反することじゃないですか。まさに恣意的な今回の問題と言わざるを得ないし、私は、この問題とあわせて過去のこともきちっともう一度公の場に出して、どう対応すべきだったのかということもこの議論の場に乘せていきたい、このように思います。

西井委員長 ほかに。

下村委員。

下村委員 この件に関しては、いろいろそれぞれの委員の考え方というのはあると思うんですけども、基本的に私は、やはり個人を特定できるということとうわさ話ということは今後訂正していただきたいということで、この14号に関しては一応でき上がって、印刷会社の締め切りはもう過ぎていると思うんですけども、1カ月おくれでもこれは発刊していただきたいなと思うんです。

私、今の説明があった部分、個人名は阿古議員が書かれた部分なんですけれども、本人は少しの修正をする気持ちもないということですよ。それが今わかりませんので、私としたら、このうわさが流れていますと、今後やはりそういううわさを余りこの議会だよりも書かれるということはいかなるものかという私の考えがありますので、もしも阿古議員の考え方をご存じであれば教えてほしいなと思います。

西井委員長 白石委員。

白石委員 具体的に中身に配慮ということですので、改めて、個人が特定できると、あるいはうわさ話の問題について私の所見を述べておきたい、このように思います。

1つは、個人を特定できるという問題であります。私は市民全てを対象にして個人が特定できるというふうなことは控えるべきだというふうに思います。しかし、我々議員、市長、副市長を初め理事者、幹部職員等は、まさに市民の負託を受けて、政治倫理条例に明記されているように、行政執行に当たって不正の疑いをかけられるようなことはしてはならないと言うてゐるわけですよ。

そしてまた、請負についてはどのように言っているかという、一親等の親族、血族は二親等、あるいは同居親族、こういうふうな表現で、同様に厳しい倫理を求められているという立場じゃないですか。私はそういう立場の人に対して、行政が、自分の身内、政治倫理にきちっと明記されているじゃないですか。まさに自分のことも含めてそうですよ。我々はどういう立場で議会議員として活動するのか、市長として行政執行を担うのかということがはっきり問われているじゃないですか。そういう中じゃないですか。

私はこの間、工事請負契約の話でやっぱり何回も取り上げました。そして、用地の取得や、あるいは建物の移転補償等について、まさに責任者の親族等についても厳しく、やはり政治倫理条例に基づいて対応すべきだと言ってきたじゃないですか。建築確認についてもそうじゃないですか。私はそういう意味で、やっぱり高い政治倫理を求められていることに対して、議員がきちっと発言し改善を求めるというのは当然のことじゃないですか。これは一般市民を対象にしているわけじゃありません。まさにこの中身はそうじゃないですか。そういうことであります。だから、個人が特定できるということを全体について、今後、議会だより編集委員会なり議会改革特別委員会で審査をして、これは不適切だと、黒塗りするんだと、削除するんだと、一般質問の段階でそれは議長がとめるんだということになるんですか。こんなことをしたら議会や委員会の役割を果たせないじゃないですか。それが1つです。

もう一つは、うわさ話の話です。私は、うわさ話とは言わないけども、疑惑という言葉はよく使います。うわさ話と疑惑はどない違うんですか。やはり疑惑を、うわさを、事実かどうか、それを確かめるのが、それは一般質問がふさわしいかどうかわかりません、これが私たちの役割じゃないですか。

私が推測するに、まさに阿古議員は、私のように疑惑とは言わないで、わざわざ優しくうわさ話というふうにしてはるというふうに理解をします。確かに、事実でなかったら、これは疑惑であれ何であれ、名誉棄損で訴えられますよ、当然。しかし、疑惑であれうわさであれ、一定の根拠を持って質問しているわけです。であるならば、きちっと答えてくださいよという話ですよ。しかし、答弁がないからね。まさに疑惑のままいきよるわけです。そうでしょう。だから、うわさそのものをどのように捉えるのか。単なる耳で聞いたうわさ、こう捉えるのか。いやいや、ちゃんと調査もし、現実に確かめて、それをうわさの話として確認していくということだってあり得る。

私は、疑惑という形で、疑惑を持たれてはならないというふうに政治倫理条例に書かれているからそういう表現をし、やっているわけです。我々は疑惑を持たれてもならないんですよ。行政の事務事業に、執行に当たる者については、市長や副市長、教育長、そして議員は、疑惑を持たれるようなことをしたらあかんわけです。それをうわさ、そのうわさの信憑性と

というのはどの程度か、それはわかりません。これはまさに、ほんまにオブラートに包んだような話ですわ。私は率直に疑惑と言います。ただそれをうわさと言っているだけのことだし、このうわさをまさに、これは間違っているんですか、どうですかということを聞いているわけです。間違っていると言ったらそれで終わりじゃないですか。また、それで終わらなければ名誉棄損で訴えればいいじゃないですか。それだけの覚悟をして、我々は委員会や本会議の中で質疑、質問をしているわけです。我々には免責特権なんてないんですよ、発言に対して。責任を負わなきゃならないということじゃないですか。

そういう点から、私は、個人が特定できるというこの一般的な言い方、この問題、これはとても、これをどうするかなどというのはここでやはり審査をすべきではないし、ここで、これはうわさ話だから、うわさ話ということであればもう載せない、一般質問もさせない、個人が特定できるからさせないというふうなことは、到底議会として、委員会として、そんなことはやるべきではない。

確かにあります。我が党の議員でも、一般質問でうわさ話で話をして告発されたことがありますよ。そんなんよく知っています。名誉棄損で告発された。これはそういう覚悟を持ってやっぱりやっているわけじゃないですか、住民の負託に応えるために。そういうことでありますので、今、出されたこの2つの議論の課題については私の所見を述べておきたい、このように思います。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

内野委員。

内野委員 この議会だよりは確かに嫌疑です、ここに書かせていただくのは。そやけども、私としては、本当にたくさんの方の市民の方が手にとって見られる議会だよりでございます。そうであるならば、うわさが流れていますというこの文に対して、私は非常に責任のない、議会としてやっぱりここに載せるべきじゃない、議会だよりとして載せるべきじゃない。もし載せるのであれば、ご自分の新聞とか、また街頭演説等で話されたらいいんじゃないかなと思うんですね。

今、議会だより編集委員会というふうなのを立ち上げている、これは議会だより編集委員会です。その議会だより編集委員会の中でも一般質問の編集をされる方に、一度、阿古議員と話をさせていただいて、ここの部分だけもうちょっと違う形で載せていただくことができないのかということと、今後、やっぱり、せつかく一般質問の議会だより編集委員会というのが立ち上がっているんだから、その議会だより編集委員会に今後議会だよりの記事を託すというのはいかがなものかなと、そういうふうに思うんですが。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今いろいろと話も出ていますし、白石委員も具体的に話を出していただきました。私の話です、議場でやられたのはね。これだけ平気で1年間、建築確認が何もないねんと言うてきて、ここにおられる人も聞いてはるし、発言もされた方もおられます。私は一人の議員として何も言いませんでした。そこまでして、なぜこの問題についてこれを取り上げるのか、私はわかりません。これを、まあ言うたら、うわさ話とか、おかしいとか言われるのであれば、

誰を特定してこの問題を出しているのか。今までの発言の中で、補償問題、建築確認は要りませんよ、黙って建てたかて補償はいけますねんと、はっきり明言してはりますやんけ。なぜ悪いんですか。私はこの前言いましたやん。農小屋とは思ってません、ここは農小屋と書いてあるけど。現実に私が思ってる賠償した建物は本当に農小屋か。私は、ないと思うとるんです。それを堂々とやっというて、今になって我々はおかしいとか言われることは、私はおかしいと思うとるわけや。何でこの発言だけが載せたらあかんねん、うわさ話。もしこれがほんまであったとしたときにどうされるんですか。もう一度、例えばこれはあかんと言うて消した。もし万が一でも本当の話だったら、あれは本当の話ですと載せますか。私はそうではない。やっぱり議会でいろんな議論をして、それなりに理事者からの回答もあって、それをここへ一般質問でこういう質問をしましたよと市民に知らせる、これが一番大事じゃないですか。私はそう思いますよ。ですから、私は当然この問題はこういう載せ方でええというふうに思っております。ですから、ここでいろんな議論をしていただくこともありがたいけども、余りこれをしていたら、本当にどなたのものやということが明確になってくる。私はそういう議論はしない方がええと思ってます。

西井委員長 下村委員。

下村委員 それぞれの考え方で、別に反対するわけじゃないんですけども、うわさが流れている、うわさと疑惑というのはちょっと違うと私は思うんですよ。だから、本質から言いますと、これは1カ月おくれで仕方ないけども、このまま出しても仕方ないなと私は思っているんですけども、今後、うわさの話をやっぱり出してほしくない。疑惑があるというのは、自分が確信を持って意見なり、議会だよりも載せるわけですから、疑惑は疑惑でよろしいんですけども、今後の話になりますけれども、うわさ話というのは、議場でもそうですけれども、発言でもそうですけれども、この議会だよりもやっぱり避けてほしいなというのは、先ほど議員必携も見ていたんですけども、発言のところに、発言が自由であるからといってどんな内容の発言も許されるというものではないと、おのずから節度のある発言でなければならぬと、例えば議場の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、個人のプライバシーに関する発言まで許されるものではないということも、大まかですけれども記載されておりますし、これにのっとして今後は各議員に考えていただきたいなと、そういうのが私の考え方で。それと、やはりみんなでこれを、でき上がった時点でみんなでもう一度確認するということもつけ加えておきたいと思えます。

西井委員長 副委員長、何かありますか。

副委員長。

川村副委員長 皆さんのご意見を聞かせていただいて、私も編集委員の1人でございます。編集するということの難しさも体験させていただいた中で、議場でいろんな話が、1時間の間に一般質問の中でやりとりがあると、これは全く、後でインターネット等で皆さんに公開されるものですし、見る方は見る、見られない方は見られないという、そういった意思のあるものでもございます。それを、この議会だよりって、そもそも最初にあったのは、もちろん議会のいろんなやり方を市民の皆さんに等しく知らせるという目的のためにつくられたものでござ

います。もちろん、ここに書き手と読み手があるということも、これは市民にとっても、ここでのやりとりがあるということをも十分考えた上で、市民1人の名指しがあって抗議が実際にあったと、これがある意味、これから1つもこの混乱がなければいいと思いますが、議長が言われたバトルというものは何だったのかと。やはり混乱を起こすという意味で、少し先ほど下村委員が言われましたように、節度があるというところ、議員のモラルとかということも前に少しご指摘がありましたけれども、やはりこれを編集委員という立場で編集し直している中で、非常にここはハイライトになっているわけなんです。

この2段に書かれることは、市民はそのまま受けると、等しく皆さんが見られると。インターネットで一般質問を見られたら、やりとりはよく熟知していただけたらと思いますが、ここでハイライトとしてあえて書く中で、そこを特にスポットを当てて書くということがいいのかどうかということもあわせて一般質問の編集委員が担当する、あるいはまた、どの議員も等しくこれについては目を通すということが、やはり私はルールかなというふうに思っているんです。

これから議会だよりをなくしていくとか、そういったことも私もあり得ないと思っておりますし、今後、これからの編集に係ってどのようにしていくかということも皆さんで議論してこれから進めていくということが一番の目的でありますから、これからこの議論について、阿古議員がどういうふうな見解でいらっしゃるかもわかりませんが、これについてまた後々どういった影響が出るかということも皆さんが捉えていただいて、慎重に進めていくいいきっかけになったのではないかなという意義でこの議会改革特別委員会に取り上げていただいたんだなと思っておりますし、私自身も一生懸命勉強していきたいと思っておりますので、穏便に、これからこの議会だよりをうまく皆さんに知らせていくといういい方向で考えていただければと思っております。

西井委員長 白石委員。

白石委員 私、冒頭で申し上げましたように、この問題が取り上げられたということ自身が、まさに議会の公正、公平な運営からして大問題だというふうに言いました。また、議長はバトルということも言いましたね。何でバトルになっているんだということなんですよ。やはりそれを一定解明しないと、こういうことがまた起こってくるということは事実です。

個人の名を特定できる、あるいはうわさ話、うわさならまだいいですよ、全く間違っただけを、本会議の一般質問の中で岡本委員を名指しして、建築確認をとれていないような違法な建物を、市民をだまして議会にも相談をせずに買ったと、これを追及すると言うて、そのまま都市産業常任委員会で調査まで行ったんです。その調査の中で、実は建築確認がありました。そんなもん、高田土木へ行けばすぐわかる話じゃないですか。うわさの話と違うんですよ。まるっきり全然違う話、うその話を一般質問で名指しでやっているんじゃないですか。このことについて、そういう部分はやめるべきだという話になりましたか。違うでしょう。もっと追及せないかんということになったんじゃないですか。一定の建築確認を、土木へ行けば、開示請求したらすぐとれるものですよ。びっくりしましたよ。ようこんなことで、名指しで違法建築だ、壊すしかない、そして今の学校給食センターの用地になっているわけで

すよ。こんなやり方でやっというて、それで今回、阿古議員の一般質問に対し、そして議会だよりに対してこういう取り上げ方をする、これはおかしいんじゃないですか。

私は岡本議員に言いましたよ。明白な名誉棄損じゃないですか、こんな訴えたらいいじゃないですかと。しかし、彼は、行政マンとして、町政、市政の運営が円満にいくようにという形で、まさに自制をしたんですよ。そういうことなんですよ。そういうことがあるからこそ、私はこの問題について異議がある。

まさに一方の考え方によって名指しはする。そんなうわさどころの話じゃないじゃないですか。全く間違ったことやったんです。何の責任もとらない。これで、こんなことを、議会で多数をもって、個人の氏名が特定できるものだ、うわさ話はだめだ。そら、うわさ話だっているあるじゃないですか。それで議会が行政に対するチェック機能、理事者に対するチェック機能を果たせるんですか。逆の方向じゃないですか。こんな不平等な不公正な取扱い、どう思いますか。一方でそんなことをやっというて、今度は、そら、誰かが都合悪いんでしょう、その人を守るためか、それは知りません。自己抑制して、「これ、何とかありませんか」と阿古議員のところに話しに行く。阿古議員はものすごい良心的じゃないですか。農小屋ですよ。私はどこやとは言っていないですよ。住家ですよ。しかし、やっぱり建っているはだめなものが建っているわけですから。阿古議員は優しいですよ。まあ、農小屋ぐらいやったらということですよ。うわさの話と言えればほんまに優しい話ですわ。だから、まさに僕から言わせたら、控えて言うてはる。

しかも、なぜこの発言が一般質問なんかで出たのか。それこそバトルがあったんじゃないですか。市長の、吉村議員の一般質問の答弁に対して、進入路の用地のことで出たんじゃないですか。まさにバトルを仕掛けているのは誰なんや。そこをやっぱりきちっと押さえなきゃならない。こんなやり方をしていたのでは、そら、川村副委員長が言いましたけど、やっぱり円満な運営というのはできないですよ。やはり円満な運営をしていくということは、少数であれ、意見に耳を傾けて、提案を10%でも受け入れていくという努力、議長としての公正、公平な指導をしていくという原則にのっとってやられるべきなんですよ。まさにバトルを仕掛けているのは、どこにある、誰なんだ。ここに本質があるじゃないですか。そうでしょう。常任委員会の改編についてもそうだったじゃないですか。もう意見を聞かずに数の力で押し通したじゃないですか。当然バトルが生まれますよ。生んでいるんじゃないですか、みずから。

私たちは、もちろん議会議員として基本的な役割を果たすということで、今は基本条例の制定等に取り組んでいます。それとあわせて葛城市独自の政治倫理条例があります。ここには、「市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない」、こう書いています。「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み」、一般質問だけにこれを適用されたら困るんです。「その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないこと」、「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと」、「市が行う公共工事の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約等に関して特定の個人、企業、団体を推薦、紹介するなど有

利な取り計らいをしないこと」、「公正な人事を図るため、市職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと」、明確に書かれているんですよ。こういう立場から、まさに事務事業の適正な執行とあわせて高い品位、倫理性を求められている。そのことについて一般質問の場で行政に対して質問し、その疑惑の解明についてただしているわけじゃないですか。その政治倫理条例に基づいて、議会や議員の役割に基づいてやっている質問がこういう形で自己抑制されるなんていうのは私は間違っていると。こういうことがわざわざ議会改革特別委員会で議論されるというのは、本当に私は悲しい気持ちです。本来、議会改革特別委員会というのは、今は市民から、議会のあり方、議員の活動ぶりを見て、本当に昨今、不名誉なことがうちの議会でもありました。やっぱり厳しい視線が向けられている。そんな中で本来の議会の役割を果たしていく、議員としての役割を果たし二代表制の一翼を担っていくということを目指しているわけじゃないですか。

西井委員長 白石委員、もうちょっと簡略的に。同じことを重複されて意見として申されているように感じますけど。

白石委員 言っていることがわからないから言っているんじゃないですか。理解していないでしょう。

西井委員長 わかっている、わからん、そのような失礼な発言自身が問題を起こす原因と違いますか。

白石委員 そうじゃないですか。公平な、公正な運営をしているんですか。

西井委員長 何か不公平な運営をしましたか、今。

白石委員 違いますがな。僕の聞いているのは、この間の岡本議員に対する名指しでの間違った質問、これ、問題になりましたか。何も問題ない。追及はしたけども。

西井委員長 ただ、本日の会議で付託されているのは議会だよりについてです。

白石委員 だから言っているわけですよ。

西井委員長 先ほどもそのことについて本人もおっしゃったわけですよ。重複したことはできるだけ圧縮した中で発言してくださいと。

白石委員 バトルになっているじゃないですか。委員長として公正、公平な審査の指揮をお願いしたい。これだけを捉えて、これだけの議論だから、これどうするんだみたいな話は、我々議会議員に通用すると思いますか。

西井委員長 もちろん委員会としても公正な形で私は運営を今させてもろうてると、この件についても。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、大多数の意見では、留意すべき点を今後の課題として、できるだけ早い機会に発行するというので、皆さんよろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 先ほどからの意見を聞かせてもらったならそういうことやな。そやから、今後の課題としては、うわさ話を、本会議で言うてる話と記事に載せるというのは別やという判断をしてくれという意見もあったというのがあります。次第の中の調査案件(1)と(2)とかかわるから、とりあえずそういうことで、今後の課題としては考えねばならないということで、こ

れをできるだけ早急に、配布は10月になるのかな、発行するというところで、皆さんよろしいですか。

(「はい」の声あり)

白石委員 委員長が最後まとめましたけれども、やはりうわさの話、個人が特定できるような話、これについて、議会だよりで今後引き続いて議論をしていくと、こういう表明だったというふうに思うわけです。ということは、議会だよりと一般質問というのは一体のものなんですね。議員のいわゆる発言権、議会というのはまさに言論の府なんです。ここの言論の府で、そら、間違っただけの発言に対しては責任を持ってしやないかんですやん。ヘイトスピーチにしたってそうじゃないですか。やっぱり法規制をしていないんですよ、日本は。何でなんや。言論、表現の自由をやはり確保せないかんと言うてるわけじゃないですか。そういうことによって、一般質問、議員の発言、そういうものが抑制されるということについては、私は認めがたい。

一般質問というのは会議録に調製され、県や総務省に送付され、そしてネットで公開されます。そして、これらについては重要な文書として永久保存されるんですね。そういう自覚をもってすれば、私は解決できる話だと思う。議会があらかじめ、うわさ話だ、個人が特定できるんだというふうなことで自己規制すべきじゃない。このことをはっきり述べておきたいし、そういうことをここで議論するということになれば、やはり問題だというふうに思います。それは、議長が議場において、一般質問の中身について議長は権限があるわけですから、発言を停止し、不適切なものであれば取り消しをさせる、そういうことだってできるわけじゃないですか。そういうことを置いて、一般質問できちっと発言し答弁されたものを、編集、議会だよりの中で、ただ不適切だという形で、直してもらおうか、やはり議論せなあかんというふうなことはおかしい話だということをつけ加えておきたいと思います。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時31分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

調査案件(2)の今後の議会だよりの編集のあり方についてを議題といたします。

先ほどのNo.14についてと重なる部分が多々あったと思いますので、重なる部分についてはできるだけ簡略化した中でご意見を伺いたいと思いますので、どうかその辺、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後の議会だよりの編集のあり方について、何かご意見ございませんか。

白石委員。

白石委員 議会だより編集委員会のあり方についてということで、具体的に、じゃ、どういう内容について審査をしたらいいのかよくわかりませんが、私は、やはり、議会だより編集委員会そのものが、それぞれ定例会において審査されたこと、あるいは議員が一般質問されたことを、まさに市民の皆さんにそのまま伝えられるようにしていくということが第一だというふうに思います。誌面の充実も当然ですけども、やはり、議会だより編集委員会が一般質問等について検閲をするというふうな立場を、これは、私は到底、民主的な社会の中では

当然やっではならないことだというふうに思います。

ただ、あり方ということでの議論の中で、じゃ、議会だより編集委員会の任期を議論するのかとか、実際に議会だよりを長年発行し、市民に親しまれている先進地の議会だよりの内容や、あるいは編集の様子を、これは当然、我々議会として、よりよい議会だよりにしていくためにも必要なことだというふうに思います。先進地を視察し、その中で、さっきの問題があったようなことについてどういう議論がされてきたのかというようなことを、それはそれぞれの議員の立場で聞いたり、調査したらよろしい話じゃないですか。

基本は、とりわけ一般質問等については、やはり議員の責任において、きちっと議会だより編集委員会として位置づけてやっていく。そのためには、先ほど出たような問題も、議員は発言そのものが何を言うてもええねんというわけじゃありません。免責特権もありません。ですから、名誉棄損やと訴えられる、これは当然のことです。そういうことをきちっと自覚さえできていれば、私は当然、議員がそれぞれの判断において一般質問をしているというふうに、私は自覚されてそうやっているというふうに思うから言うてるわけで、あり方についての中の具体的なことについてはわかりませんが、ここで改めて1つだけ強調しておきたい。

そしてまた、先進地のいろんな勉強をするということについては、私はやぶさかではない。その中で委員がそれぞれの立場で勉強しはるのは、これはやぶさかじゃないです。いいじゃないですか。そういう中で、よりよい編集によって議会だよりが発行されれば、これは本当に素晴らしいというふうに思います。委員長がいみじくも言ったように、先にした2つのことは置いて、編集のあり方についてということだから、とりあえず思いついたことについて述べておきたい。とにかく、検閲をするというふうな委員会ではないということです。

西井委員長 ほかにご意見はございませんか。

下村委員。

下村委員 一般質問に対しては、簡略にと申しますか、発言した議員が抜粋して議会だよりに提出するわけです。事実というのは、発言の全容というのは議会のホームページに議事録がそのまま載っているわけですから、本当を言うと、それを見ていただいたら、ずっと最後までどういう意味合いであるのかというのをある程度理解できるんですけども、抜粋されると、今後、変に誤解される部分も出てくる可能性があると思うんです。だから、それをやはり議員全員で、これは適正であるかという検討もやっぱり必要であると思うんです。それが、発言された議員が「いやいや、絶対これだけは載せてもらわんなん」と言われるのであれば、それはまた検討したら載せてもいいと思うんですけども、やはりどこかでみんな一度検討する必要はあると私は考えております。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

副委員長。

川村副委員長 この議会だよりの編集の仕方、今、編集委員になっておられない方も、一般質問のところ、それから委員会のところというのはどのようになっているか説明いただきたいんですけども。編集者がどういうふうな形で編集していただいているかというのを。

西井委員長 そしたら、事務局の方から。

中井書記。

中井書記 一般質問のこの欄に関しましては、事務局では一切、手を加えていることはありません。

そして、例えば議会だよりの前のページにおきましては、事務局の方で手を加えたり、編集委員の意見を聞いて手を加えて修正したりしております。委員会のところにおきましては、委員長報告なりがありますので、事務局の方でその辺をお渡しさせていただいております。

以上です。

西井委員長 副委員長。

川村副委員長 そしたら、委員会の方のまとめ方というのは、議会だより編集委員会の方たちによって文をつくっていただいているというふうなことはないわけですか。まとめていただいているというか、流れ、どういうご対応を。意味をわかっているではないようですが、委員会担当の編集委員、それから、一般質問担当の編集委員というのがあるかと思います。委員全体で、編集長、副編集長を含めて校正をしていくという流れになっていると思うんですけども、定例会の各委員会の報告については、議事録等を見て、その担当の方はこのまとめをパソコンに入力していただいているのではないかなと思うんですが。事務局で文をつくっていただいているんですか。

西井委員長 中井書記。

中井書記 議事録を確認してもらいながら、この記事はつくっていただいております。

川村副委員長 文をつくっていくというのは、非常に編集委員としては難しいことだと思うんですけども、他市町村はどんなふうな形で例えば一般質問の記事を載せていっているかというのは私にもわからないことなんですけれども、実際に今、下村委員が言われたみたいに、一般質問の中で不適切発言とかという形できちっと押さえるところを押さえていただいたら、一般質問の中にそういう文脈は入らないということも1つですけども、一般質問を編集するに当たって、本人が編集していくということを今はやっているんですけども、編集の役目というものを問うていくと、やはり全く介入していないという、これを例えば一から全部一般質問の編集委員がつくるということは実際にはできないことなのかなという素朴な疑問を持っているんですけども。編集委員の一般質問担当がその議事録を見て、ここの部分を、多分文脈を見るとハイライトの部分がわかるので、そういった形を文にしていくという、大変な作業かもしれないんですけども、そういうふうな方法をとっていくと、本人の意図とかシナリオとかハイライトにするところというようなことが非常に強く出ているがために、一般質問の欄は一般質問した本人の責任において要約したものやというお断りを今つけてあるわけですけども、そういったことにならない方法もないのかなといういろいろ思うんですが、皆さんどのように思っていますか。ほかの方の意見を求めたいです。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

内野委員。

内野委員 私も、議会だより編集委員会があつて、また一般質問の編集委員がおられて、そこで、今聞いて、全部議会だより編集委員会で一般質問を書かれるということを今、川村副委員長は

言われたんですね。それもいい意見だなと思うんですけども、やはり大変なことないかなと思ってね。だから、私の方では去年の11月からの議員なのでわからないんですけど、やっぱり議会だよりの一般質問を載せる経緯などを、どういうふうな経緯で皆さんからいただいたものを載せていくという、その部分のことを聞いたらややこしいですか。聞かせていただけますか、すいません。

川村副委員長 私も一般質問の担当だったんですが、一応、議事録を見て、一般質問をされた本人の方があえてこの2段に編集してきた内容について、内容的には間違いがないかというチェックをするという役目というのが1つあります。ただ、問いと答えのやりとりの中で、この問いに対してこの答えを引っ張ってくるべきではないなというような思いがあったことは確かです。そういった意味から、全く一般質問の担当の者がそういう役目はなく、書かれたまままたパソコンにもう一回再入力するわけですけども、その作業をされていて、はっきり言って、「うーん、厳しいな」と思うような内容も実際感じていることは個人的には思っているところもあります。要するに、この2段のハイライトにしていくという作業は本人がするわけですから、そのあたりが今言う非常に色の濃いものになっているんだなという思いはありますので、これが、ただ一般質問の議事録を見て、「あっ、こういうお話をされたな」と第三者が書くとしたらどうなのかなという、そういった素朴な意味合いで今皆さんにお尋ねしたんですけれども。大変な作業といえば大変な作業ですが。

西井委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、副委員長の方からもいろいろお話があったし、編集委員の皆さん方に大変お世話をかけるとお思います。今、一般質問の話も出ましたけども、やはり一般質問というのは、議員が市民の代表で出てきているわけやから、私はこういう質問をしましたよということを市民の皆さん方に知らせることが一番大事やなというふうに思います。副委員長がおっしゃるように、これはちょっとという面もあるかとお思いますけども、やはり議員の考え方というのは重要視すべきやというふうに私は思いますので、いろいろ一生懸命やってくれたはるということとはよくわかりますけれども、先ほど白石委員の話もありましたように、これは削った方がええでと削ったり、それは余りでけへんやろ、またしてもいかんやろというふうに思いますのでね、今、一生懸命こうしてやっていただいているし、事務局の方も今、書記の方から話がありましたように、各委員会については事務局の方である程度まとめてもらっているということですので、私は今大きな問題はないんじゃないかな。ですから編集委員にはお世話をかけますけども、今までどおり、同じようなやり方でやっていただければというふうには思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

内野委員。

内野委員 せっかく議会だよりの編集委員会というのがあるんですから、それでまた一般質問の編集委員がおられるんですから、やっぱり適切じゃないと思われるようなことは編集をし直すことは大事やと思うんですね。だから、その部分の方と話をしながら、もう少し適切な言葉は

ないとか、そのまま書くというのは大事なこともかもしれませんが、やっぱり先ほども言ったように、全市民がこの議会だよりを楽しみに見ていただいている、その前後に関してなかなかここに書けないわけですから、もうちょっと言葉を選んで書くことというのは大事やと思うんですね。だから、さっきも言うたように、一般質問の編集委員、また議会だより編集委員会でいろいろと話し合いを持っていただいて載せていただけるのが一番いいんじゃないかなと私は思うんですが。

西井委員長 私も過去のことについてですが、ある団体から議会だよりについて議長宛てに抗議があったと。それで、そのときに、委員長の発言の中では議会だよりの責任は議長やおっしゃったように、聞き伝えですので、そのような証拠はあるかどうかわかりませんが、そのようなことがあったというふうに聞いているわけです。そやから、議会だより編集委員会の中で編集されて出されたんやったら、その辺の責任分担というのがきちっと決まっていますやろ。さかのぼった話をしますが、現実には、議長が今回について、その部分についていかなものかと言うこと自身がどうかという話やけど、議長自身は過去にそのような責任論まで個人的に話をされて、ちょっと話があって行き違いがあったというふうに聞いているわけです、やはり議会だよりの編集というのは、議会としては議長の責任がございまして、この委員会としてもその辺の責任という面も考えてもらうて、先ほど本人の発言やから本人が対処したらええやないかと言われている話と若干矛盾点があったようなことがあったというふうに聞くわけですので、やはり一般質問の編集についても、議会だより編集委員会の方々のご苦労されている中で、抗議の受けにくいような議会だよりを出してもらうように努力してもらおうのが本来はええんじゃないかなと、私の意見としては思います。

白石委員。

白石委員 とりわけ一般質問の中身について、どのように議会だより編集委員会で編集をするのかというのが議題になっていて、私、冒頭に言ったように、議会だより編集委員会が一般質問でやられた内容を、記されていたものを、これは適切でないという形で修正、検閲するということはやってはならないことですし、もしそれをやる場合は、これは議会だより編集委員会の責任というよりは、やはり編集委員が、私は一般質問の担当をしていますけども、直接本人に対して、「こういう言葉は使っていないけども、やっぱりちょっとまずいんじゃないですか」ということとか、「ここに質問しているこの内容を書いた方がよりいいんじゃないですか」というようなことはやります。議会だより編集委員会としての方針とか、そういうのではなくて、まさに副委員長が言われたように、会議録を見て、どういう質問をし、どういう答弁をされているかということを確認するわけですね。そして、質問していないことを質問したようにして答弁する、これはやっぱり当然最低限のことをチェックしなきゃならないというふうに思っています。だから、できるだけ早く粗原稿をいただいて、そのことができるようにしていくというのは必要なことです。

やはり一般質問というのは、委員会で決めたこととか意思決定したこと、本会議で決めたことではありません。意思決定したことじゃないんです。まさに個人の責任において、一個人に与えられた発言権としてやっているわけで、これは、基本的には、議長は確かに許可す

るという文言は入れているけれども、あくまでも議員の発言権としてあるわけですよ。それを議会運営上、議事の進行上、発言を許可するというふうな形にしているということですよ。だから、私は、基本的には、そら、修正はないことはない。しかし、議会だより編集委員会の中で、これは不適切だからこんなのはやめるべきだということはしてはならない。それは編集委員の担当者の中で質問された議員と話し合いをして、「実はこのような文言が入っていませんけれども、どうしましょうね」ということは僕もやったことがありますし、「こう書いた方がより質問の趣旨がわかりますよ」ということで、「お任せします」と言われたら、それはやります。しかし、議会だより編集委員会としての編集方針として、こういうことはやっぱりあかんというふうなことです。これは、一般質問に限って、やるべきじゃない。

まさに今はどうなっているなんて言うと、我々は当初、やはり議会だよりですから、「ですます調」、「である調」を統一すべきだというふうな考えもありましたけれども、議論の中で、そこも本人の意思によって、「ですます調」にしてくださいと言ったらせざるを得ない。「である調」にした方が短くなるから僕らはそうしますけれど、やっぱりそこまで、議員の一般質問という発言については、またそれに基づいてつくった原稿というのは重たいものだというふうな受けとめて、そら、句読点とかそんなものは、読者が、市民が読みやすいようにこうした方がいいのかなというふうなことはしますけれども、ほとんど一般質問で言われていることはそのまま出すという方針ですわ、今はね。もちろん中身は、言っていないことを言っているようなことでは、これは最低限してはならないことですから、そういうことは言いますけれども。

だから、確かに一般質問について、私の責任だから私のところに言うてきてくれたらいいけれども、議長のとこへ言うてきた方もいはいります。私のところには1つも言うてきていないです。議長は、一般質問というのは確かに許可した立場、しかし、その発言については議員の責任においてやっていることだ、議員が責任を負わなきゃならない質問だと言ってくれば、私も振るじゃないですか。そのようにして私はこれまで解決してきました。

これは、私は、議員に対する与えられた権限として、権限は権限としてやはり責任を持つべきだ。議会に与えられた権限ではありません。議員に与えられた権限です。だから、議会に与えられた権限で議決したこと、それまでの決まるまでの議論の経過、それは僕だって不満はありますよ。俺の発言が全然載ってあらへん。委員長報告、載ってあらへんな、実際。予算でも決算でも常任委員会のやつとか、載ってあらしまへんがな。そんな不満はある。しかし、それはやっぱり編集委員の考えでやってもらったらそれでいいというふうには思っています。1つの委員会、あるいは議会の中での議論を取捨選択するのは、それは編集委員がしてくれてもいい話だというふうには思っています。本来やっぱり、私はこういうことを言っていて、こういうことが大事だと言ったんだけど、載ってあらへん。そのことについて抗議したことはありません、編集委員長にも議会事務局にもね。それはそれで、やっぱり議会だより編集委員会としては、一般質問と委員会の審査の報告とか、それとはまた違ったものだというふうなことで対応すべきというふうには思っています。だから、あくまでもいろんなシビアな質問をするわけですよ。しかし、それは一般の市民の皆さんに対してそんな質問なんてしませ

ん。やはり社会的地位のある方、あるいは理事者ですよ。こういう人がどう行政とかかわり仕事をすべきかというようなことで、厳しくいきますよ。そら、もう、そんなん覚悟していつてまんねん。そら、誰しも政治生命ぐらいはかけて、私は議長のように命までようかけんけどな、政治生命ぐらいはかけてやっているわけですよ。だから、一般質問というのは、それこそ本人のちゃんとした答弁、抗議があって直せるものであって、それは一般質問の担当の方が中身を読んで提示してもらう以外にないと思います。わかっていただけますか。議会だより編集委員会として、みんなで議論してこれはあきまへんというようなことはやっぴりすべきでない、そのように思います。

西井委員長 過去に白石委員もやはりこの編集に携わった中で、部分的には話し合いで協力してもらって、変えるべきところもいろいろ話し合いの中で意見を出してもらって前進させてもらったという経緯も聞かせてもろうております。その辺で、編集の仕方について、当委員会が余りにも、議題としては本日は出しましたが、やはり議会だよりを編集される委員の方々が大変ご努力をされたわけではございますので、今後このような話が出てこないように議会だより編集委員会として努力をしてもらうということでもよろしくお願ひしたい、ということでもよろしいでしょうか。ここで議論していても、何ぼしていても、こうあるべきやということ自身は決まってくるので、議会だより編集委員会としては、今おっしゃったように、議会だより編集委員会としてもやっぱりそれだけの責任を持ちながら、委員の方々は大変いろんな形で努力してもらい、また、編集のあり方の方法としてはいろんな意見を聞かせてもらって、その中で、例えばお一人の意見ではこう、一応粗刷り状態では皆さんこれでええかとかいう方法も1つでございますから、どのような方法をしてくださいということじゃなく、議会だより編集委員会の中で議論を重ねてもらって、今回みたいな、議長が発言したという話から出てきていますが、そのような話にならないような形で、議会だより編集委員会でもまづ議論してもらいたいということでもよろしいでしょうか。

白石委員 ちょっと気になりますので発言しておきたいと、このように思います。

私は議論することは大事だというふうに思います。それぞれ立場が違う、考え方が違うんですね。それぞれの意見が出る。それを議会だより編集委員会としてまとめて、それをそれぞれの議員に押しつけるということはしてはならない。それは議論の中で、議論してそういう意見があった、こういう意見もあったという中で、自分が、ああそやな、そしたらここはこういう表現にしとこかというふうになるのは仕方がないんです。しかし、押しつけて、いやいや、議会だより編集委員会できこうになりましたからこれは削除してください、このように変えてくださいということは、これはやっぱり私は、委員長の言葉ですけども、やるべきじゃない。

西井委員長 押さえつけるんじゃなくして、委員会として議論して……。

白石委員 ただ、議論の中で、こういう議論をして、こういうことがありましたというのは、それは議論したらいいんですよ。そういう議論の積み重ねによって、私は、議会だよりの一般質問の文章がそれぞれに適切な、適正なものになれば、それはいいんじゃないかというふうに思います。しかし、そこをきちっと別に考えてもらわないとだめだというふうに思います。議

論は大いにして、そうやって言わはるのやったら、議長が目を三角にして言わはるのやったらちょっとここを変えとこかと、それはその個人の判断です。それはそれでしゃあないです。いや、もう俺はどうしてもあかんねんと言うたら、そら、どないもしゃあないですわ、事実として言われたことでしたらね。だから、そこをきちっと、委員長の言わはることはよくわかりますけども、そこはきちっと峻別していただいて、やっぱり議論は大いにやって、それは議会だより編集委員会でやったらいいと思う。

西井委員長 そやから、議会だより編集委員会で、また意見としてはいろんな話し合いをしてもうた中で発刊してもらおうという、その中で、一般質問で言うたことでも、いろんな意見の中で話し合いをした中で、そしたらそこ消すわとかいうのは今までも若干しておられますやんか。

白石委員 誤解のないように言うとかけども、それは議会だより編集委員会として、ここはこうだから変えた方がいいんじゃないですかというようなことはしたことはありません。

西井委員長 個人的にね。各委員としての形でやっておられると。

白石委員 これは個人的というか、個々人というか、一般質問の編集委員として、こういう質問はこういう言葉を使っていませんよと、このまま書いたらどうですか、答弁も、こういう答弁はやっぱりされていないよ、これはやっぱり当然とらせないかんですわな。そういうことは委員として直接その議員と相談をしてやります。それで、そしたら全面的に任せますわと言うてくれはる議員もいます。もっとわかりやすく会議録にのっとしてやってくださいという人もいあります。しかし、それは担当の委員と議員との話し合いの中でやっているんであって、機関として、議会だより編集委員会としてそういうことは、これは不適切だから削除してくださいというようなことはしていません。

西井委員長 とりあえず編集のあり方については、今後、議会だより編集委員会で議論してもらおうということで、皆さんそれでよろしいですか。またその議論の中で一步ずつ、また編集方法も含めて検討してもらって、よりわかりやすい、よりまた市民に見てもらいやすいような誌面をつくってもらおうというのが基本だと思いますので、その辺でまた大変議会だより編集委員会にはお世話をかけるとは思いますが、そのような形で本日の（２）の今後の議会だよりの編集のあり方についてというのは結論とさせてもらってよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

西井委員長 （３）その他になりますが、何かございませんか。

下村委員。

下村委員 前の委員会、議運でしたかな、忘れたんですけれども、この議会改革特別委員会やったかどうか忘れたんですけど、私、最後に提案したいことがあるんですよ。

最近、マスコミ等で、政務活動費ですか、その使い方、兵庫県議会でもありましたとおり、テレビで笑うような事象がありました。相手は泣いておりましたけれども。そんなことで、葛城市では、市民の方々は当然、その政務活動費は議員の活動としてあるように思われているというのがいろいろ耳に入ってくるんですけれども、葛城市では一切、昔から政務調査費も活動費も全くないというのが真実でございまして、事務局の方で少し奈良県全体で調べてもらった資料もあるんですけれども、新たに私も知ったことがある中で、12市の中で葛

城市だけが政務活動費がないと。なくてよろしいんですけども。そして、関連して議員報酬もなんですけれども、奈良県下12市の中でも最低のランクですね。そういう事実がございます。宇陀市は最近、最近といいましても、以前に合併して、葛城市よりも1万円少ないんですか、そういう資料を見せてもらって私も驚いたことがありまして、議会改革特別委員会の中で以前からいろんなことが検討されていますし、決定なされたこともありますし、今後検討しなければいけないということの中にも、定数削減について、これは、定数削減は一応18名から15名になりました。議員報酬について、会派制度について、政務活動費についてと、この定数削減と議員報酬、それと政務活動費、これは大いに関連があると思います。また、議会報告会、大字懇談会についてというのも最近検討しましたけれども、議員間討議についてというのがあります。議会だよりの充実について、これはきょうちょっとお話ができましたけれども、そういうこともいろんな議会改革の取り組み課題というのがまだ残っておりますけれども、最近、先ほども言いましたとおり、マスコミ等で非常に問題になっております政務活動費と、そして議員の定数を削減したということで、議員の報酬についてちょっと考えていただきたいなということで、いつもいろんなことで奈良県下のほかの市はどうであるかという、いろいろ資料を見ながら決定することもありますので、できれば事務局の方で調べてもらいましたので、それを配付してほしいんですけども、よろしいでしょうか。

西井委員長 それを受け、副委員長と事前に相談させていただき、今後皆さんに議論していただくに当たって、まずは現在の県内各市の議員報酬及び政務活動費の状況を事務局に調べてもらっておりますので、資料を配付させていただき、事務局に説明いただきたいと思っております。

まず資料配付をお願いします。

(資料配付)

西井委員長 それでは、資料について事務局より説明をお願いいたします。

中井書記。

中井書記 ただいま、11市の県内の各議員の報酬及び政務活動費についての一覧表を調べさせていただきました結果を報告させていただきます。

政務活動費ですが、葛城市と大和郡山市以外の市につきましては、全て政務活動費が支給されております。そして議員報酬ですけれども、議長、副議長、議員の一覧表がここに掲載されています。調べましたのでごらんください。そして、政務活動費の支払状況ですけれども、大体全部が前払い方式になっております。そして後で精算するという方法を、どこの市もそういうやり方をとっております。また、前期、後期とか、その支払方法は、2回に分けているところ、4回に分けているところがございます。

以上でございます。

西井委員長 下村委員。

下村委員 今、事務局から説明してもらいましたけれども、私もびっくりしたのは、どこともそうらしいですけども、前払い方式で支払われているというのが奈良県下の11市でも、大和郡山市は含まれていますねんね、報酬の中にね、それを聞いておりますけれども、前払い方式で政務活動費が払われていると。後で領収書なり理由書を書いて事務局へ提出するというよう

な形になっているらしいんですけども、人間の心情で、先にいただきますとなかなか返すということも、これは人の心といいますか、そういうことで兵庫県のああいふ県議会議員の事態になってきたのかなと私も思うんです。そういうことで、葛城市では皆さん方、私も含めてか知りませんが、いろんな議員活動、また研修も今、多数の研修場所の案内も来ております。これに行かれる方も交通費も全部実費といいますか、それは議員報酬の中からという考え方もありますけれども、非常に金銭的な、遠いところに行くには交通費もかかりますし、そういう面で、政務活動費というのはいかがなものかという感じなんですけれども、その分、大体県内の平均値に議員報酬を持ち上げていっても何ら不自然ではないというのは、最近、去年10月に議員の定数も削減いたしましたし、そういうことで、葛城市はある程度の線まで議員報酬を上げて、また新たな皆さん方の議員活動に何らかの足しになれば、これは大いに葛城市の発展にもつながるといふ、こういう私は考えを持っておりますので、今すぐに報酬を幾らにすると、それはできないと思うんですけども、皆さん方のご賛同をいただければ、次の委員会にでも決定事項として議案として上げていただきたいなど、こう考えております。きょうはお昼も過ぎておりますので、その辺の私の考え方を述べておきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

西井委員長 これについて何かご意見ございませんか。

白石委員。

白石委員 定数削減を18人から15人にしたということですね。これは私は反対し、議会の役割や、市民の声をよく市政に届けるという議員の役割からしたら、定数削減そのものがやはりマイナスだと。もし経済的、経費の削減等と言うのであれば、報酬を引き下げてやれば、今ちょうど37万円ですか、これを30万円にすれば、18人で定数を維持してでもそれだけの効果があるじゃないかというふうなことでお話をしましたけれども、やはり議会改革とどうかかわるのかわかりませんが、多数決によって15人への削減が行われました。これが、削減をしたから議員報酬を改定すべきかということは、これは、つまり報酬を上げるべきだという意味だと思います。

やはり私は何か振り出しに戻ったように感じて、なぜ15人に減らしたのかという、その辺の、主張が本当に正しかったのかどうかということは今考えているわけで、報酬の引き上げはもっともっと議論をした上でやっぱりやるべきであって、私は反対です、反対ですけども、議論することは悪くないですからね。しかし、近々に議案として提案をするなんていうのは時期尚早というふうに思います。

それよりも私は、政務活動費についてはやはり考えていくべきではないのかということをおの間主張してまいりました。議員がいろいろ調査活動をし、個人として、あるいはグループとしてやる上において、やはり経費はかかります。議員が議員としての活動をしていく上で、私は必要なものだというふうに思います。しかし、定数削減のときに言われたように、昨今の地方自治体財政が厳しい折に、なかなか市民の皆さんの理解が得られないということでありましたし、定数削減をすることが葛城市の財政に貢献するというふうなこともありましたので、そういうことで削減されたわけなんです。そういうことからして、私は、単に政

務活動費を新たな財源を確保してやるということではなくて、現状の全体の研修、やはりこれはやめるべきだ。この全体研修費を議員の政務活動費として当てるべきだ。そして、委員会活動が今は市議会では中止になっていますので、常任委員会の研修は委員会としての研修として置いておくというふうに提案してまいりました。もし政務活動費という形で議論され、提案されるということであるならば、その全体研修費等を含めた中での議論をしていただいて、新たな財源を求めなきゃならないというふうなことになるのであるならば、慎重に対応すべきだというふうに思います。

以上です。

西井委員長 そしたら、この件についてほかにはご意見ございませんか。

検討課題として取り上げるということによろしいでしょうか。

(発言する者あり)

西井委員長 具体的には何を議題とするかということで、正副委員長でまた検討して、いつその議題を進めていくかということも含めてお任せしてもらおうということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 議会だより編集委員会の任期について、先般の協議会でお話しさせてもらっておるわけでございますので、いろんな意見が出ていたと思いますが、どのような任期及び改正をさせてもらったらええかということだけお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

当初、議会だより編集委員会が最初できたときには、継続性ということで、当時の溝口委員長はそのまま継続してくれという話で、たしか一応申し合わせ事項になってんやな。ただ、継続という話もありますが、やはり全体的な役選の中では1年交代というルールもあるということになってきたら、もうほかの役選と同じようにしたらどうかという意見もあるように思います、いかがでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 そら、いろいろ話がありますけども、やっぱり当初、議会改革特別委員会でこの編集委員のあり方というのを検討願っております。私はその当初に決められた4年間やっていただいた方が一番ありがたいかな。また新たに入って、ごろっとはかわらへんやろけども、入ってきてまた考え方も変わってくるやろし、やっぱりそれで進めてもらったら一番いいかなと。ただ、編集委員の皆さん、大変申しわけないと思うけども。それと今、委員長がおっしゃるように、役選で1年という話が今出ましたけども、またあるとこで議長の方から、行政委員については、また毎年かわっていったら、今の話やないけども内容がわからへんから、ずっと、4年間という話はいませんが、任期中いったらという話もこれまたあるわけやから、そこらはちょっと矛盾するところがあるんじゃないかなと思うから、私は、編集委員には申しわけないけども、このままの形で議員の任期までやっていただいたら一番ありがたいなというふうに思います。

西井委員長 下村委員。

下村委員 今の議会だよりの委員じゃなくて、以前の議会だよりの、去年10月以前ですけれども、その中では、今言われていたように、やはり議会だよりというのは、なれていくというか、4

年間持った方がいいんじゃないかなという意見があったのでそういうふうな形になっているわけですけど、よくよく考えてみれば、委員の中でも議長を持たれるかもわからない、副議長を持たれるかもわからない、いろんな重要ポストにつかれることは当然出てくると思います。ですから、やはり基本的には1年でということで、そうしてもほとんどメンバーはそう全体的にかわるということはないと思うんですけれども、一応1年ごとに検討して、希望者の意見も聞き、新たにという形でというふうに持っていった方が、私はいろんな面で、ほかの委員会も全部1年ごとですからね、いろんな意味で問題がないと考えておりますので、それだけを述べておきます。

西井委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 議会だより編集委員会というのは、当然、これは議会内部の任意の議会であって、法の規定があるわけじゃありません。しかし、やはり我々の議員の任期というのは4年間でありまして、基本は議長なり常任委員会の委員長、副委員長、委員は、法の規定からすれば議員の任期ということが基本原則であります。それが議員の申し合わせによって、役職者が、あるいは常任委員が辞職願を出して、申し合わせ事項として1年交代でやっているということでもあります。議長、副議長、常任委員会の役職、所属は1年交代で申し合わせでやっているというのは、奈良県では多いけども、他の市の場合に私は本当に少ないというふうに思います。友好自治体として交流したことのある新庄市なんかでは、議会の権限、二元代表制の中で、議会の権限として市長に対抗する組織として、議長が毎年ころころかわったのでは議会に権威が維持できないし、また継続性が損なわれるということで、これはもう4年間で当然だと、法のとおりやるのが当然だと、あんたどこ、おかしおまつせみたいなことを言われたわけで、私もそのとおりだというふうに思います。私はこの間、そういう議員の任期に改めるべきだということで主張してまいりました。その中で2年にするという折衷案が出て、2年になったこともあります。しかし残念ながら、皆さんほんまに、議長というのは一方で市民を代表する職でありますから、そういう機会を得たいということで、また1年後ということになります。議会だより編集委員会というのは法の規定が何もありませんけれども、やはり議員の任期の規定に照らしてやっていくのが一番正しいものがあるというふうに思います。そういうことを述べておきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

副委員長、何か。

川村副委員長 この委員会の委員を決めるときがちょうど私も新人で初めてだったので、誰かやっていただけませんかということで、何人かが残られたと思うんです。ということは、4年やってまだ残るとなれば、また8年になるのかなという気持ちは多少あったんですけども、決め方自体も、そこに入ってらっしゃらない新人の内野委員なんかでも、やっぱりやりたいと思ってはるかもわかりません。そこらの話し合いも、決めるときに非常に簡単に決まったのではないのかなというふうな思いもあります。だから、それについても一度議論をされてはどうかというふうに思います。全員でそのあたりを1回ご意見を聞いていただければ、改

めてそういう機会を持っていただければと思っておりますが。2年とか1年がいいのかどうかというのは、ただ、全員がころっとかわるといのはなかなか……。ただ、議長、副議長と兼務というのもしんどい話にはなるなという、その辺はそう思いますが。

西井委員長 いかがでしょうか。そしたら、大体意見を聞かせてもろうていて、やはり分けていってもらふことによって、入っていない方がまた新たに入ってもらふという意見もございますし、また、4年間そのままにしたらええやないかと言われる意見もございますが、どうさせてもらいましょう、意見としては。委員長が偏ったと言われるかもしれませんが、私は一応申し合わせとして、各委員会がやっぱり1年ずつになっているのやから、1年ずつで議会だより編集委員会も、1年ごとに新たな方も何人か入ってもらってしたらいいんじゃないかなという気持ちを私は個人的には意見として持っているわけでございます。

内野委員。

内野委員 確かに議会だより編集委員会というのはご苦労も多いなと、今ずっと、昨年11月からこの議会に入れていただいて、本当にこの作業はご苦労が多いなということを感じるんですね。であるならば、私も4年って長いなと思うんですね。やっぱり1年が一番、全て議長、副議長の改選も1年になっているし、委員会も1年ということで、たくさんの方が議会だより編集委員会に携われるということも大事ななと思います。であるならば、私も一遍やってみないなとも思いますし、1年ごとでかわっていくのが私はいいんじゃないかなと、そういうふうに思います。

西井委員長 一応決定ではございませんが、当委員会としてはどういう方向性を、この前の協議会でも話させてもらったよって、これは議運の方に決議事項として持っていかなんやろ。そやから、とりあえずこれについては採決をとりたいたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 そしたら、挙手してもらおうか。

4年間というご意見の方。

(挙手少数)

西井委員長 1年交代がよろしいでしょうという方。

(挙手多数)

西井委員長 そしたら、とりあえず1年交代ということで、議会運営委員会及び全員協議会の中で議員皆さんにご報告させていただきますので、ご承知おきくださいませ。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 そしたら、先ほど下村委員が提案されましたことも含めて、議会改革の中で11項目か、たしかこれもその項目の中に入っていたと思うな、また正副委員長で相談させてもらって、皆さん方の委員会、また協議会でご意見を聞かせてもらいながら、改正すべきところは改正していきたいと思っておりますので、どうかその辺、よろしくご協力のほどお願いいたします。

そしたら、本日の委員会はこれまでといたします。

本日は大変お忙しい中、慎重審議をしてもらいまして、付託された案件についてはまた議長及び議会運営委員長に報告させてもらい、日程がつき次第、議運と全員協議会で報告させてもらう事項としてさせてもらいたいと思いますので、皆さん方、どうも私の個人的なことで開議時刻が若干おくれて、皆さん方に大変迷惑をかけました。今後絶対にそういうことのないように努力しますので、皆さん方、今後ご協力の方よろしく願いいたしまして、本日の閉会の挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午後0時35分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

西 井 覚